官　告　第　号

官　告　事　項

総合特別区域基本方針の一部変更について

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第７条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年８月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第五の２の①のｉ）中「平成26年３月31日」を「平成28年３月31日」に改める。

第五の２の②のｉ）中「平成26年３月31日」を「平成28年３月31日」に改める。

第五の３の①中「平成26年３月31日」を「平成28年３月31日」に改める。

別表１中「厚労Ａ002」の次に「国交Ａ004」、「法務Ａ002」及び「法務Ａ003」を次のように加える。

番号	国交Ａ004
特定国際戦略事業の名称	農業経営改善自家用貨物自動車活用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条第１項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自動車検査証の有効期間は、自家用貨物自動車にあっては１年とする。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定地方公共団体の長の指定を受けた指定自家用貨物自動車の使用者が、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、国土交通大臣は、１年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。
同意の要件	認定を受けようとする国際戦略総合特別区域計画において、総合特別区域法第22条の２の規定による指定自家用貨物自動車の指定や管理等について、以下の事項が確認できること。 ● 指定自家用貨物自動車の指定について適切に実施されること。 ● 指定自家用貨物自動車の使用状況等に係る確認や当該自動車の使用者に対する指導等、指定自家用貨物自動車の指定の要件への適合性の確保及び維持に必要な管理が徹底されること。 ● 指定自家用貨物自動車が指定の要件に該当しなくなったと認めるときの指定の取消しについて、適切に実施されること。この場合において、当該自動車の使用者に対する通知や必要な手続に係る指導等が適切に行われるとともに、運輸支局等へ速やかに連絡されること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	法務Ａ002
特定国際戦略事業の名称	国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年９月10日法務省管在第5329号）第12編第２章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は，本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	指定地方公共団体が国際戦略総合特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後には、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して総合特別区域法第19条第１項の規定に基づき設置された国際戦略総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）の民間事業者が提供する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。
同意の要件	地域協議会の民間事業者が保有する施設を外国企業に提供する場合には、次に掲げる①から⑧の要件を満たさなければならない。 ①　総合特区において、投資活動を行う外国企業（指定地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が総合特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が相当程度集積するものと見込まれること。 ②　当該総合特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 ③　賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ④　地域協議会の民間事業者が提供する施設について、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を指定地方公共団体に提出させること。 ⑤　外国人が本邦に入国した後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに指定地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、予定していた施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、指定地方公共団体において代替となる施設をあっせんするなど、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ⑥　外国人が本邦に入国した後、３か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、指定地方公共団体は、当該事業の開始後１週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。